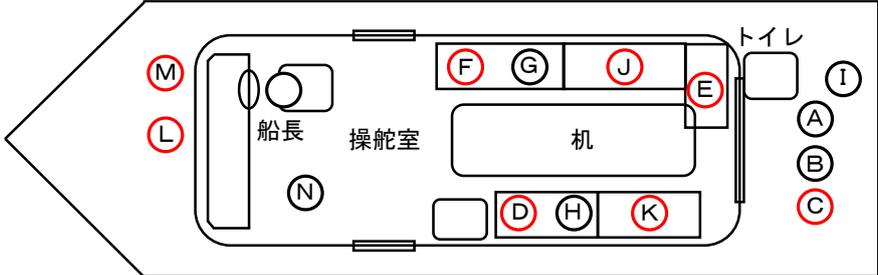


船舶事故調査報告書

令和7年10月8日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 高橋 明 子

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年9月5日 18時05分頃
発生場所	愛媛県伊方町佐田岬付近 佐田岬灯台から真方位220° 200m付近 （概位 北緯33° 20.5′ 東経132° 00.8′）
事故の概要	遊漁船第二十四幸成丸は、西進中、岩礁に乗り揚げた。 第二十四幸成丸は、釣り客8人が負傷し、船尾部船底外板に破口を生じて沈没した。
事故調査の経過	令和6年9月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 第二十四幸成丸、15トン EH2-6410（漁船登録番号）、有限会社辻水産（A社） 11.99m (Lr) × 3.69m × 1.25m、FRP ディーゼル機関、308.90kW、平成2年10月 第240-27497号（船舶検査済票の番号） 最大搭載人員 旅客12人、船員3人、計15人 （写真1 参照）
	
	写真1 本船（船長提供）
乗組員等に関する情報	船長 55歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年2月17日

	免許証交付日 令和6年2月19日 (令和12年2月16日まで有効)
死傷者等	軽傷 8人(釣り客)
損傷	船尾部船底外板に破口(全損)
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風速 約8m/s、視界 良好 海象：波高 約1m(佐田岬沖)、潮流 北流約1.75ノット(kn) (速吸瀬戸)、潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約158cm(内ノ浦(佐田岬)) 海水温：約25.5℃ 日没時刻：18時32分頃
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客14人を乗せ、遊漁の目的で、令和6年9月5日17時00分頃に佐田岬北東方沖の釣り場に向けて伊方町川永田所在の棧橋を出航した。</p> <p>本船は、船長が操舵室の舵輪の前に立って操船に当たり、釣り客2人が前部甲板に、釣り客8人が操舵室内に、釣り客4人が後部甲板にそれぞれ腰を掛けるなどしていた。(釣り客14人は、釣り客A～Nと表記する。)(図1参照)</p>  <p>○：負傷あり ○：負傷なし</p> <p>図1 船上の船長及び釣り客の位置 (釣り客はA～N)</p> <p>本船は、GPSプロッター2台及びレーダーを作動させ、佐田岬半島の南岸に沿って約16～17knの速力(対地速力、以下同じ。)で自動操舵により西南西進し、庄司太郎碇灯浮標を通過した後、右転して西進した。</p> <p>船長は、佐田岬付近は沖合も陸岸近くも波があるが、陸岸近くの方が多少穏やかな状況であり、陸岸に近い‘佐田岬南西方の岩礁の間にある水路’(以下「本件水路」という。)付近は、ふだんから波が陸岸やその付近の岩礁にぶつかり、波の影響で操船がしづらいことがあると思っていたものの、本船で5回程度西進したことがあったので、本件水路を航行することとした。(図2参照)</p>

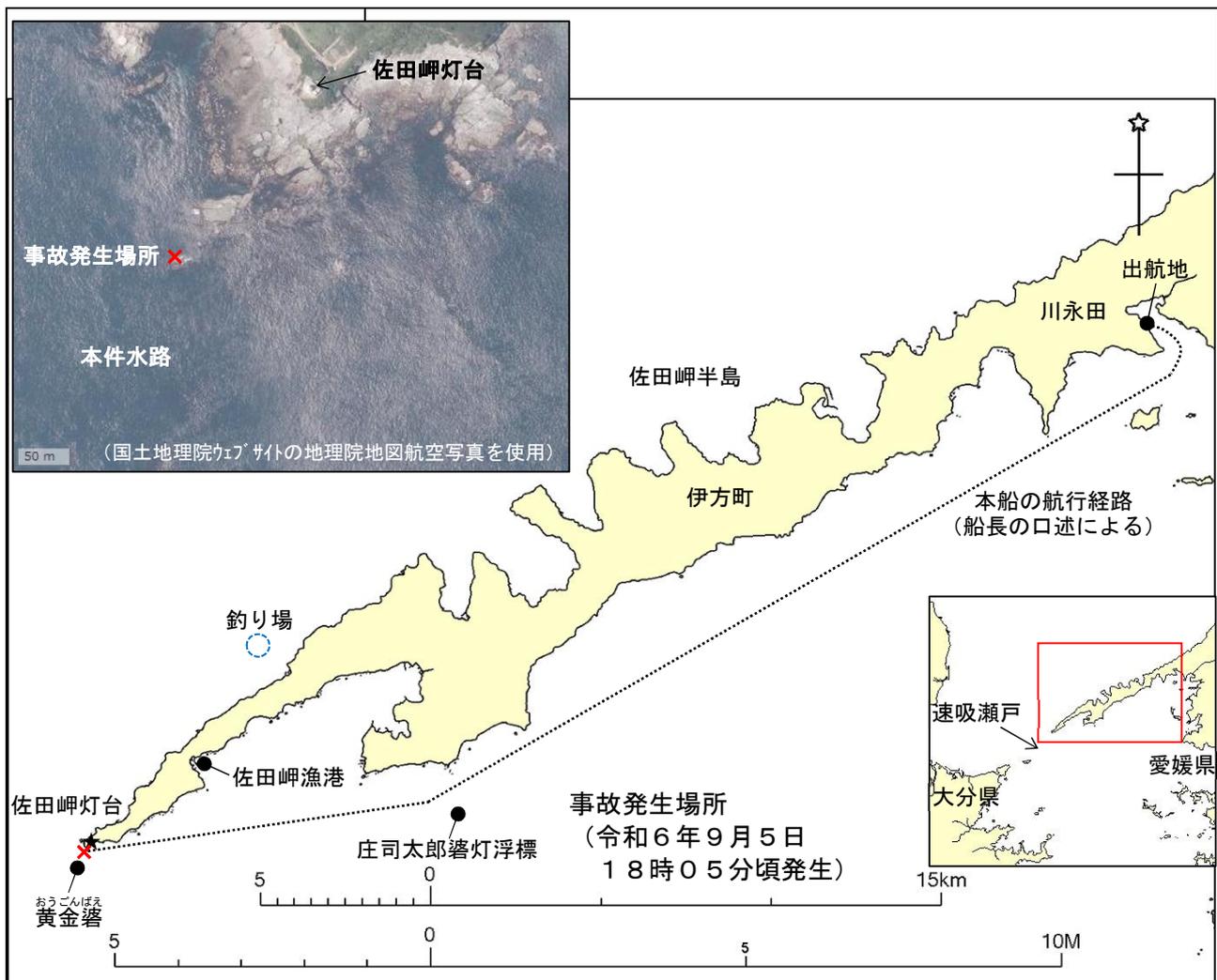


図2 事故発生経過概略図

船長は、本件水路の手前で本船の速力を約10～12knに減じ、手動操舵に切り替えた。

船長は、本件水路付近では、波により本船が南側（左舷側）に流されたことがあったので、GPSプロッターの表示画面で佐田岬付近の岩礁や本件水路を見て、あらかじめ本船を本件水路の北側（右舷側）に寄せて航行させた。

船長は、自身の予測よりも本船が南側に流されず、本件水路の北側の岩礁に接近し、本件水路の北側に寄り過ぎたことに気付いたものの、18時05分頃に衝撃を受けた。本船は、岩礁に乗り揚げた後、通過した。

釣り客8人は、乗り揚げた衝撃により、船内の構造物に体をぶつけるなどした。

後部甲板にいた釣り客A及び釣り客Cは、乗り揚げた衝撃により、本船から落水した。

船長は、直ちに主機操縦レバーを中立として本船を停船させた後、釣り客の負傷状況及び本船の損傷状況を確認した。船内に浸水があっ

たことから、船長はその対処に当たり、船長に依頼された釣り客により18時17分頃に海上保安庁に118番通報された。

船長は、連絡責任者（船長の家族）に本事故が発生したことを連絡しようとして電話を掛けたものの繋がらず、その後、釣り客B（船長の親族）から連絡責任者に本事故の発生が電話連絡された。また、別の釣り客が事故発生場所近隣の遊漁船業者の知人に連絡し、救助を依頼した。

落水した釣り客A及び釣り客Cは、本船上から投げ入れられた救命浮環を掴み、本船に引き寄せられて救助された。

船長は、ビルジポンプを運転させ、釣り客と共にバケツで水を汲み出し、本船の排水作業を続けた。

釣り客全員は、連絡を受けて19時頃に駆けつけた「事故発生場所近隣の漁業協同組合支所」（以下「漁協支所」という。）所属組合員の小型船舶に移乗し、佐田岬漁港に搬送され、消防署員の手当を受け、医療機関への搬送は不要と判断された。

本船は、連絡を受けて駆けつけた、漁協支所所属の別の組合員の小型船舶に横着けされ、排水作業が続けられたものの、浸水の状況から排水が困難と判断され、船長は、同船舶に移乗し、佐田岬漁港に移送された。

本船は、浸水した状態で本事故発生場所から西北西方約1.5km付近まで流され、19時45分頃に沈没した。

以下の釣り客8人は、後日、それぞれ医療機関を受診し、次のとおり医師に診断された。

釣り客C	40歳	後部甲板	頸椎捻挫
釣り客D	57歳	操舵室内	右頸部痛
釣り客E	64歳	操舵室内	右腰部から右大腿部及び左上肢疼痛
釣り客F	41歳	操舵室内	全身打撲
釣り客J	62歳	操舵室内	頭部、顔面及び左前腕の打撲等
釣り客K	67歳	操舵室内	頸椎及び腰椎の捻挫、左大腿部打撲
釣り客L	37歳	前部甲板	頸部及び左足関節の捻挫、腰背部挫傷、左下肢打撲
釣り客M	45歳	前部甲板	頸椎、腰椎及び左手指の捻挫、右膝及び右足関節の打撲

その他の事項

本船の喫水は、船首約0.8m、船尾約1.8mであった。
船長は、約36年前から漁業に従事し、令和5年4月に愛媛県知事から遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）（以下「遊漁船業法」という。）に基づき、自身が経営するA社として遊漁船業者に登録され、遊漁船業務主任者としても従事していた。

また、遊漁船業法第4条第3項に基づく遊漁船業の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、愛媛県知事に届け出た。

本船の業務規程には、救命胴衣の着用（第10条）、出航中止基準（第14条及び別表7）、‘海難その他の異常の事態が発生した場合の対処及び体制’（第17条）等が定められており、第10条、第14条及び別表7は、次のとおりであった。

第10条

船長及び業務主任者は、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの。）の着用に関し、利用者に対し以下の措置を講じます。

一 （略）

二 乗船中は、船室内にいる場合を除き、常に救命胴衣を着用させます。

三・四 （略）

2 （略）

第14条

事業者は、別表7に定める出航中止基準によって、遊漁船の出航を判断します。出航中止基準に基づき出航中止が決まった場合は、直ちに船長に出航中止を指示します。

2 （略）

別表7 出航中止基準及び帰航基準

出航地の波高 1.5m以上

出航地の風速 10m以上

（その他の記載は略）

船長は、遊漁船業法第19条に基づく本事故に関する報告を愛媛県知事に届け出た。

海図（W1218（別府湾、臼杵湾及付近））には、佐田岬付近に、水深4m、暗岩、急潮及び激潮の記号等が記載されていた。（図3参照）

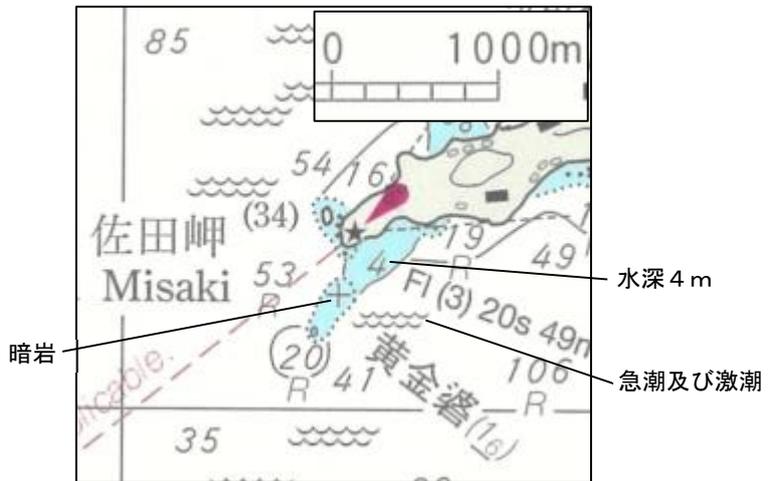


図3 佐田岬付近の海図の表記
(抜粋して拡大)

漁協支所担当者は、本件水路について、次のとおり認識していた。

- ・満潮時には波が高くなる。
- ・漁協支所所属の組合員は、小さな船外機船で航行することはあるが、岩礁があって危ないので、船外機船よりも大きな漁船で航行することはなく、瀬戸内海に向かう場合は、黄金簪（佐田岬灯台から南南西方約600mに存在する岩礁）を迂回している。

船長は、水深4m程度の本件水路を過去に地元漁船が航行していたのを見ており、本船での航行経験があったので、本件水路を航行することが危険であるという認識はあまりなかった。

船長は、本件水路について、目視できる明るい時間帯に西進したことはあったが、帰航時となる夜は暗いので東進したことはなかった。

文献「波浪学のABC」（磯崎一郎著、株式会社成山堂書店、平成18年発行）によれば、次のとおりである。

沖合では碎波していない波でも、海岸の浅海域に進んでくる場合には、水深と海底勾配に関係して生ずる浅水変形、屈折、反射などの効果によって波高が増大し、波長も短くなり、結局波形勾配が急峻になって碎波します。これが、いわゆる磯波です。

船長は、本事故当日、釣り客14人が予約しており、本船の旅客定員を2人超過することを知っていたものの、本事故当日までに断ることができず、旅客定員を2人超過した状態のまま、本船を出航させていた。

本船の乗船者は、出航時、全員が救命胴衣を着用していたものの、本事故時、後部甲板にいた釣り客A及び釣り客Cが救命胴衣を着用していない状態で本船から落水した。

分析

乗組員等の関与

あり

船体・機関等の関与

なし

気象・海象等の関与

あり

<p>判明した事項の解析</p>	<p>本船は、佐田岬付近を西進中、船長が、本船を本件水路の北側に寄せるような操船をしたことから、岩礁に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、過去に本船で本件水路を西進した際、南側に流された経験があったことから、北側に寄せるような操船をしたものの、本事故時は自身の予測よりも南側に流されなかったものと考えられる。</p> <p>船長は、佐田岬付近は沖合も陸岸近くも波があるが、陸岸近くの方が多少穏やかな状況であり、陸岸に近い本件水路付近はふだんから波が陸岸やその付近の岩礁にぶつかり、波の影響で操船がしづらいことがあると思っていたものの、過去に本件水路を5回程度西進した経験があり、本件水路を航行することが危険であると認識していなかったものと考えられる。</p> <p>本事故発生時、上げ潮の中央期で佐田岬付近の陸岸には波が発生していたものと考えられる。</p> <p>漁協支所所属の組合員は、本船と同程度の小型船舶で佐田岬の南方から佐田岬の北方に向かう場合、岩礁があって危ないと認識しており、本件水路の沖合の黄金簍を迂回して航行していたものと考えられる。</p> <p>船長は、本事故当日、本船の旅客定員を2人超過した状態であることを知りながら本船を出航させたものと考えられるが、本船の最大搭載人員を遵守する必要がある。</p> <p>後部甲板にいた釣り客A及び釣り客Cは、本事故時、救命胴衣を着用していない状態で本船から落水したのものと考えられる。</p> <p>船長は、後部甲板にいた釣り客A及び釣り客Cに対し、落水に備え、救命胴衣を着用させる必要があるものと推定される。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が佐田岬付近を西進中、船長が、本船を本件水路の北側に寄せるような操船をしたため、岩礁に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、過去に本船で本件水路を西進した際、南側に流された経験があったことから、北側に寄せるような操船をしたものの、本事故時は自身の予測よりも南側に流されなかったものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、操船する際、岩礁が点在し、波の影響を受けやすい海域を避けること。 ・ 小型船舶の船長は、暴露甲板上にいる乗船者には、常時、救命胴衣を着用させること。 ・ 小型船舶の船長は、最大搭載人員を遵守すること。